「万博開催時に向けた船着場案内板等表示事業」に係る 企画調整及び運営業務委託仕様書

1. 業務名称

「万博開催時に向けた船着場案内板等表示事業」に係る企画調整及び運営業務

2. 業務の概要

水都大阪コンソーシアム(構成団体=大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会。以下「コンソーシアム」という。)では、国内外から来阪される観光客が、大阪観光の一環として水都大阪における既存のクルーズや今後万博に向けて新たに企画されるクルーズ等を楽しまれる際に船着場の視認性等が高まるよう、公共船着場の案内等に資する表示板の企画・制作・設置運営を行う事業者を募集します。

(1)企画内容

水都大阪での観光クルーズを楽しまれる国内外からの観光客がスムーズに公共船着場へアクセスできるよう、船着場名称を表示する看板や、待合エリアや近隣で利用可能なトイレ等の案内を表示する案内表示板等(以下、案内板等という。)を制作・設置する。

(2) スケジュール (予定)

9月下旬 委託事業者決定・契約

10月上旬 コンソーシアムと調整のうえ業務開始

12月上旬 案内板等の設置・運営開始

12月以降 維持管理、アンケート等実施

3月 成果報告

3. 委託業務内容

(1) 本事業では、下記に示す公共船着場8カ所を対象とする。

公共船着場:八軒家浜・ローズポート・福島(ほたるまち)・大阪国際会議場前・中央卸売市場前・大阪ドーム千代崎・大阪ドーム岩崎・本町橋

※船着場のネーミングライツパートナー企業により名称看板が設置されている湊町・太左衛門橋・日本橋船着場については、今回の公募事業においては対象外とする。

(2) 対象とする公共船着場のうち、5カ所以上の船着場(必須の3カ所を含む)において、案内板等の表示内容、仕様、設置場所・方法、占用可否等を検討すること。

※必須とする公共船着場は、八軒家浜、ロースポート、福島(ほたるまち)とする。

※各公共船着場の現状等を踏まえ、案内板等の設置を行う船着場を選定すること。(必須の3カ所を含め5カ所以上を選定すること。)

※国内外の様々な観光客の利用を想定して、例えばピクトグラムを使用するなど、表示内容や表示方法、仕様等を検討すること。

※乗船者の利便性に資するその他の案内内容等の追加も可能

※ロースポート等、大阪市都市景観条例に基づく事前協議が必要となる場合あり

- (3) 選定した各公共船着場について、案内板等の作成、設置、期間中の維持管理
- (4) 設置までの間、コンソーシアムとの週1回程度の打ち合わせ(進捗報告・スケジュール共有)
- (5) 船着場利用者へのアンケート、舟運事業者へのアンケート等の実施・分析
- (6) 設置後の写真記録やアンケート結果を含めた検証結果報告書の作成
- (7) 案内板等は万博期間終了時まで継続占用できることを想定しているが、契約期間内に一旦撤去 等が必要になる場合は、撤去作業とコンソーシアム指定場所への搬入業務

4. 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

5. 成果物の提出

コンソーシアムあて、以下の成果物等を提出すること。

- (1) 報告書様式は、A4サイズ出力2部及び電子データで提出すること。
- (2) 内容には、業務に関して作成した調査内容や図面等の資料、記録写真、アンケート集計結果等も添付し、写真等は個別の電子データも提出すること。

6. その他

- (1)守秘義務等について
 - ① 受注者は、本件委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
 - ② 本件委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2)個人情報の取り扱いについて

- ① 本件委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に 管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が 保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を 行うこと。
- ② 受注者は本件委託業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、コンソーシアムに情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 本件委託業務実施にあたり収集した個人情報や法人情報はコンソーシアムに帰属するものとし、コンソーシアムの指示に従い提供を行うこと。

(3)著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物 (以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法 第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲 渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注 者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその 指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4)その他留意事項について

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「万博開催時に向けた船着場案内版等表示事業」 に係る企画調整及び運営業務公募要領の「5.公募参加資格(7)」に該当すると認められた時は、 契約を解除することがある。
- ② その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度コンソーシアムと協議を行い、指示に従うこと。